商工団体と連携した訪日外国人向けビジネスチャンス創出事業

1　募集案内

宮城県では、増加する訪日外国人（外国人居住者や外国人旅行者等）の需要を取り込み、地域経済の活性化を図るため、商工団体と地域事業者が連携して行う訪日外国人をターゲットとした商機創出の取組(※)に対して、経費の一部を補助します。

（※）例えば、訪日外国人を地域に呼び込み、回遊・消費を促す仕掛けづくり、訪日外国人のニーズや嗜好に対応した地域産品のブラッシュアップ・新商品の開発、販売・ブランディング（差別化）戦略の策定など

1. 補助事業の概要

（１） **補助対象者**

・　商工会議所、商工会、宮城県商工会連合会、宮城県中小企業団体中央会、商店街振興組合、宮城県商店街振興組合連合会

（２） **補助率**：補助対象経費の 2/3 以内

（３） **補助限度額**：１団体につき年３００万円（参考：令和７年度　予算額 1,500 万円）

※　ただし、宮城県中小企業団体中央会が複数の中小企業組合の事業を取りまとめて申請する場合は、中小企業組合１団体につき年３００万円

（４） **補助対象経費**：商工団体と地域事業者（小規模事業者や中小企業組合等）が連携して行う訪日外国人をターゲットとした商機創出の取組に要する経費（※詳細は「３経費について」参照）

（５） **補助対象期間**：１団体につき最大３年間（令和７年度から令和９年度まで）

※　予算措置は年度ごとに行うため、３年間の事業計画であっても各年度の事業費については毎年度申請いただきます。

※　“最大”３年間であるため、２年間または１年間の事業計画であっても申請が可能です。

※　令和７年度の事業実施期間は、交付決定のあった日から令和８年２月２８日までです。

※　本事業は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（令和６年度補正予算）を活用しているため、令和７年度実施事業については、令和８年度へ繰り越すことはできません。

※　補助対象期間は令和９年度までの予定であるため、申請できる事業計画は、令和８年度に申請する場合は令和８年度＋令和９年度の最大２年間、令和９年度に申請する場合は令和９年度のみの１年間の事業計画となります。ただし、令和８年度以降の予算措置状況によって変更となる場合があります。

2. 応募の流れ

（１） **事前ヒアリング**　令和７年５月３０日（金）から令和７年６月２３日（月）まで

本募集に先立ち、本補助事業の活用を検討している商工団体から、実施予定事業の概要等について提出いただき、必要に応じヒアリングを実施します。別紙様式に必要事項を記載し、電子メールで御応募ください。応募先：syokokinds@pref.miyagi.lg.jp

※　この期間にヒアリングができなかった場合は個別に御相談ください。交付決定額が予算額に達しない場合は、本募集開始後であっても、予算の範囲内で事業認定できる場合があります。

※　令和７年度は実施予定の事業がなく、令和８年度、９年度からの実施を検討している事業計画であっても、御相談ください。

（２） **本募集**　令和７年７月上旬開始予定

事業計画について申請いただき、県が審査を行います。事業計画が確実かつ効果的に実施されるものと認められる場合に、事業計画を認定します。

（事業計画の認定を受けた後の流れは以下の通り）

①　補助金交付要綱に基づき、令和７年度実施分について、補助金の交付を申請。【商工団体】

②　交付申請について審査し、令和７年度実施事業を順次交付決定。【県】

③　令和７年度実施事業を開始。【商工団体】

※　審査の詳細（プレゼン形式または書面）については本募集開始時にお知らせします。

※　令和７年度の募集（事前ヒアリング及び本募集）においては、令和８年度または令和９年度までの事業計画について申請いただきます。

※　令和７年度に県が認定した事業計画に計上されている令和８年度以降の補助対象事業費の合計額が各年度の予算見込み額（1,500 万円）に達した場合は、令和８年度以降は新規事業の募集を行わない場合があります。ただし、令和８年度以降の予算措置状況によって変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】　宮城県経済商工観光部商工金融課　商工団体指導班（担当：中川・五十嵐）
Tel:０２２－２１１－２７４３　E-mail:syokokinds@pref.miyagi.lg.jp

2　事業の目的と事業計画の認定について

事業の目的

商工団体と地域事業者（小規模事業者や中小企業組合等）が連携して行う訪日外国人（外国人居住者や外国人旅行者等）をターゲットとした商機創出の取組を支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とした事業です。

補助対象となる事業

商工団体と地域事業者が連携して行う訪日外国人をターゲットとした以下の事業を補助対象とします。

① 事業推進主体組成に係る事業
② 事業構想・計画立案に係る事業
③ 外部人材招聘に係る事業
④ 試作・実証に係る事業
⑤ 広報・ＰＲ、プロモーションに係る事業
⑥ 市場調査に係る事業
⑦ 施設整備に係る事業
⑧ 事業設備・備品取得に係る事業

事業計画の認定

本事業では、各商工団体から提案いただいた事業計画について県が審査し、計画が確実かつ効果的に実施されるものと認められるときに認定を行います。

認定に当たっては、主に以下の5点の項目を重視します。

① 訪日外国人の需要を取り込むことを目的とした事業（訪日外国人のニーズや嗜好に対応した地域産品のブラッシュアップ・新商品の開発、販売・ブランディング（差別化）戦略の策定、地域の異なる業種の連携によるホスピタリティ向上に向けた取組など）であること。（※単なる備品の購入や一過性のイベントの実施などではないこと）
② ターゲットとする訪日外国人が明確であること。
③ 事業の遂行（検証を含む）に必要な体制を備えていること。
④ 地域や中小企業組合等の多くの事業者が参画し、地域経済に広く効果の及ぶ取組であること。（※少数の特定の事業者のみを利する事業ではないこと）
⑤ 本補助事業終了後も地域や中小企業組合等において主体的・継続的に取り組むことが計画されている事業であること。

３　経　費　に　つ　い　て

1. 補助対象経費

（1）　謝金（外部専門家、講師等への謝金）
（2）　旅費（外部専門家、講師等、視察に係る旅費）
（3）　委託費（事業を実施する上で必要な業務を委託する経費）
（4）　施設の取得及び改修又は補修に係る費用
（5）　店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費
（6）　備品購入費
（7）　事務費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、原稿料、消耗品費、回線使用料　等）
（8）　広報費・イベント費
（9）　新商品の開発等に係る経費
（10）　その他事業を実施する上で必要と認められる経費

2. 補助対象外経費

① 人件費（商工団体の常勤職員・非常勤職員の人件費）
② 事業経費や経常的な経費等の財源振替等、本来各商工団体の財源で措置すべき経費
（例）商工団体の事務全般を効率化するためのシステム構築等に係る経費
③ 従前から実施してきているイベントや団体間の持ち回りで実施している会議等
※ *ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。*
④ 事業計画期間のみに効果が留まるもの
⑤ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
（例）モニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
⑥ 各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
⑦ 金券・クーポン券等発行費
⑧ 販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（*※事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。*）
⑨ 資格取得に要する経費など
⑩ 単に備品購入自体を主たる目的とするものであり、他の取組（ＰＲ等）との関連がない経費
⑪ 用地取得（区分所有権の取得を含む。）に要する経費
⑫ 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費

【御注意】

①本事業は、国の交付金を活用しており、国の会計検査の対象となります。補助対象外経費について県が国から返還を求められた際には、県から商工団体に対し、当該経費相当分の返還を求める場合があるため、経費の対象・対象外について判断が難しい場合は必ずご相談ください。

②５０万円以上で取得・改修等を行った備品や施設等について処分する場合は、財産処分の申請が必要となり、処分による収入の一部を県に納付いただく場合があります。

4　スケジュール

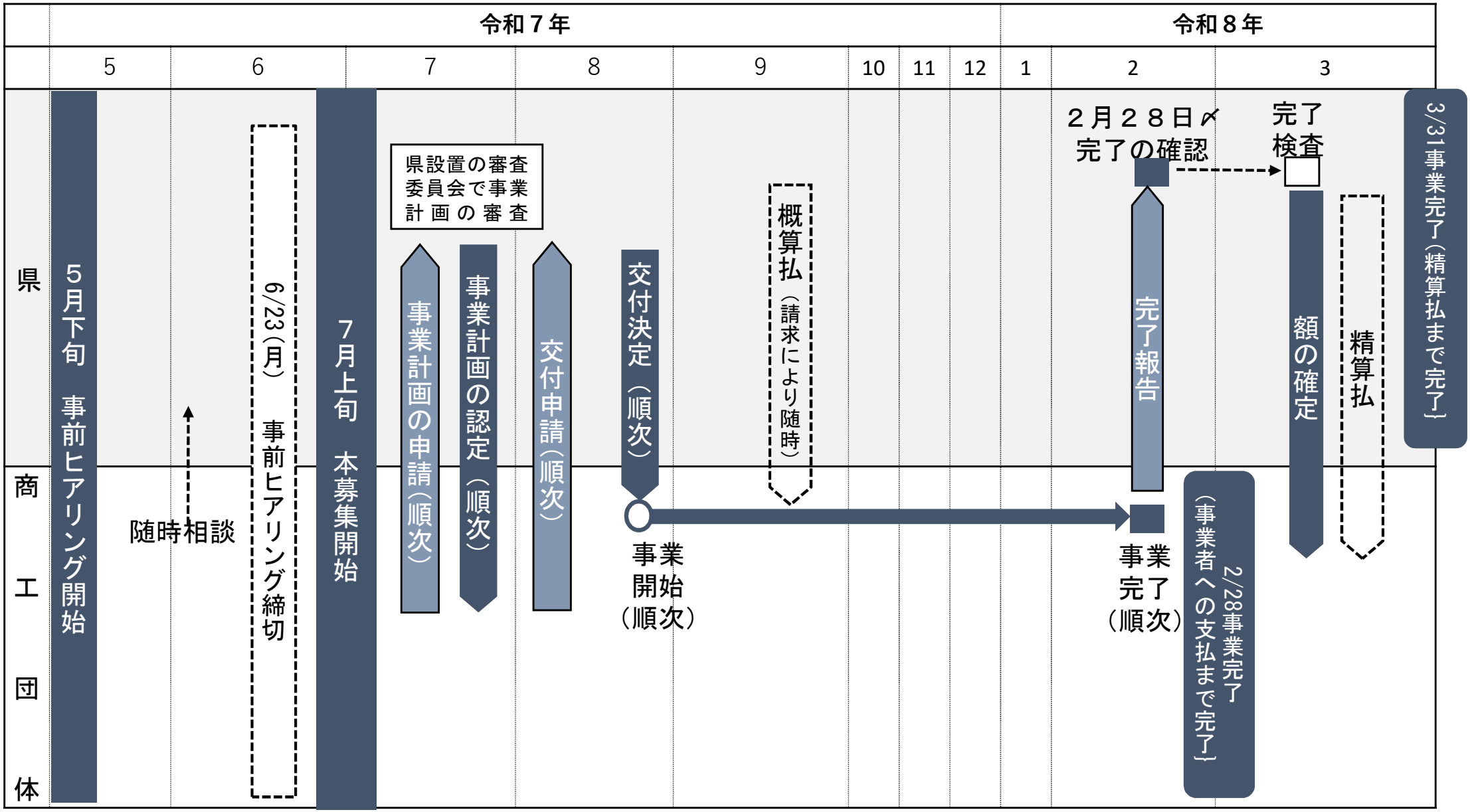

- 上記のスケジュールは変更となる場合があります。
- 本事業は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（令和６年度補予算正）を活用しているため、**令和７年度実施事業については、令和８年度へ繰り越すことはできません。**